

平成28年度全国高等学校総合体育大会

米子市売店等設置運営要領

1 目的

この要領は、平成28年度全国高等学校総合体育大会米子市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う売店等の設置及び運営について必要な事項を定め、平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取県開催競技種目別大会（以下「大会」という。）の参加者、一般観覧者等の便宜を図るとともに、大会開催を一層の地域振興へと繋げ、活力ある地域づくりの契機とすることを目的とする。

2 売店の設置

前条の目的達成のため、実行委員会は、各大会競技会場に売店等を設置する。

3 売店等出店申請

出店を希望する者は、平成28年度全国高等学校総合体育大会出店申請書（様式第1号）に添付書類（1～3）を添えて実行委員会に申請するものとする。

4 出店許可

実行委員会は、申請内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、平成28年度全国高等学校総合体育大会出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

5 出店者の選定

出店者の選定に当たっては、平成28年度全国高等学校総合体育大会鳥取県実行開催基本方針及び、売店等設置基本方針に照らし、大会の出店者としてふさわしいものを選定する。

6 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食品

売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適正な表示がなされている次のものとする。なお、場合により、販売品目によっては、販売を制限することがある。

ア パン類（調理パンを除く）及び菓子、アイスクリーム類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料等については(公財)全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している大塚製薬株式会社製品に限定するが、果汁 100%飲料、乳飲料、氷菓、地元特産品としてのお茶およびジュースは例外とする。

ウ 果実類

新鮮でカットしていないもの。

エ 土産食品類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

(2) 土産品

包装、内容、品質等において、本県の土産品としてふさわしいもの。

(3) スポーツ用品、大会記念バッジ類

(4) その他、大会の参加者及び一般観覧者等にとって必要と思われるもので、高校生の大会としてふさわしいもの。

7 食品の販売

(1) 実行委員会は、食品を販売する売店を出店許可する場合は、設置場所、保管方法及び取扱品目等について、管轄する事務所（東部生活環境事務所、西部総合事務所、中部総合事務所）と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可を必要とする出店者にあつては、実行委員会が指定する日までに、その許可証の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店には、その許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品衛生関係法令等により、届出を必要とする出店者にあつては、実行委員会が指定する日までに、受理印が押印された届出書の写しを実行委員会へ提出するとともに、売店には、その届出書を掲示しなければならない。

(4) 実行委員会は、食品を販売する売店の出店許可をしたときは、「平成 28 年度全国高等学校総合体育大会鳥取県食品衛生対策実施要領」に規定する計画書を大会開催の 1 か月前までに、管轄する事務所に提出するものとする。

(5) 食中毒（疑い）等、販売した食品等に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任により、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

8 出店の場所及び規模

出店の場所は、実行委員会が指定し、原則、出店者につきテント 1 張り（2 間×3 間）とする。

9 出店期間及び開設時間

(1) 出店の期間は、実行委員会が指定する期間とし、原則期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りではない。

(2) 開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了1時間後までとする。ただし、実行委員会は、競技の特性又は業務の実績に応じて開設時間を変更できるものとする。

10 出店の方法

実行委員会が指定する方法とする。

11 経費負担

(1) 出店者は、原則として売店等の設置、管理運営及び撤去に要する一切の経費を負担するものとする。

(2) 次のアからウに該当する場合には、(1)の経費を免除できるものとする。

ア 県又は市町村が使用するとき

イ (公財)全国高等学校体育連盟及びナショナルスポンサーが使用するとき

ウ 前各項の規定するもののほか、実行委員会が特に必要があると認めるもの

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業及び団体が有する権利を尊重すること。

(2) 出店許可書(様式第2号)を売店等の見やすいところに掲示すること。

(3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。

(4) 指定された場所以外での販売、立ち売り、呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。

(5) 商品を不当な価格で販売しないこと。

(6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に清潔にしておくこと。

(7) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。ただし、会場地実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

(8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。

(9) 出店者及び従事者は、名札等を着用すること。

(10) 出店者及び出店従事者が次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 出店者、出店従事者若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に

暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(11) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。

(12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。

(13) その他関係法令などを遵守し、実行委員会及び施設管理者その他関係機関の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要領に違反したとき、又は大会の運営上不相当と認められるときは、出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

14 損害賠償

出店者が、施設又は第三者等に損害を加えた場合、出店者が賠償の責を負うものとする。

15 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。